

清涼飲料水等設置要件確認書 兼 申請書

出水市都市公園等指定管理者

株式会社地産地消心のきずな 殿

清涼飲料水等設置許可申請に必要な応募要件を満たすことを指定管理者が確認する為に以下の要件に対して設置応募事業者は自己確認した上で、本確認書にサイン、捺印をお願い致します。

継続して設置する場合は、出水市都市公園等内 清涼飲料水等自動販売機設置事業者募集要項を確認し本申請を年度2月末日までに申請して下さい。

また、設置内容に変更がある場合は新規設置となりますので必要書類を添付して下さい。

1. 設置申請場所（□に☑して下さい）

東光山公園（□わんぱく広場、~~□入口~~、~~□第2駐車場~~）、□特攻碑公園、
□明神公園、□住吉運動公園

2. 申請について（新規設置または継続申請いずれかを○で囲んで下さい）

今回の申請は、 新規設置 ・ 継続設置 申請です。

3. 設置期間（設置期間は最大1年間とし、年度末までの設置とします）

令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日

4. 自己確認要件

- (1) 成年被後見人および被保佐人並びに破産者で復権を得ない者ではありません。
 - (2) 自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者です。
 - (3) 法令等の規定により販売について許認可を要する場合は、当該許認可等を受けています。
 - (4) 国税、都道府県税および市区町村税の未納はありません。
 - (5) 暴力団員または暴力団密接関係者に該当しません。
 - (6) 公共の安全および福祉を脅かす恐れのある団体または公共の安全および福祉を脅かす恐れのある団体に属していません。
 - (7) 出水市が過去実施した自動販売機設置事業者の公募において、正当な理由なく辞退、または使用許可等を取り消された経歴はありません。
 - (8) 使用許可スペースに自動販売機を安定的に設置するためのコンクリート等基礎部分・リサイクルボックス設置等の設置が可能です。
 - (9) リサイクルボックス内、及びその周辺に置かれたゴミ等（利用者等が分別していない物を含む）を設置事業者自ら回収し、法令等で定められた処理を行います。
 - (10) 日本自動販売協会「自動販売機設置自主ガイドライン」を満たす自動販売機です。
 - (11) 設置及び撤去に係わる電気工事費等の費用を設置事業者が負担できます。
 - (12) 地震等に備え設置に関しての安全性が確保できる施工ができます。
 - (13) 自然災害等で自動販売機等の設置物が破損等した場合は、速やかに原状回復します。
- 上記全ての要件を満たすことを確認致しました。

令和 年 月 日 申請者住所

申請法人名（法人のみ）

申請者名

印